



結婚新生活 支援事業

経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

補助対象者

令和3年4月1日以降に婚姻届を提出・受理され、次の条件すべてを満たす方が対象です。

- ①新婚世帯の所得(所得証明書等をもとに、申請のあった日の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額)が400万円未満であること。
- ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ③新たな住居が南越前町内にあること。
- ④申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、その居住先が住民基本台帳に所在地として記録されていること。
- ⑤夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- ⑥国または地方公共団体の実施する他の補助を受けていないこと。
- ⑦過去にこの補助を受けていないこと。
- ⑧夫婦いずれもが暴力団員等でないこと。
- ⑨県実施の共家事セミナー受講者

補助限度額

補助金の額は、**住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり60万円を限度とします。**1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとします。

申請書類

次の書類すべてを提出してください。

- ①結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- ②婚姻届受理証明書、または婚姻後の戸籍謄本
- ③住民票
- ④町税の滞納のないことを証する証明書(完納証明書)
- ⑤所得証明書
- ⑥奨学金を返済していることが確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- ⑦転職・離職した翌月の給与明細、離職票(結婚を機に転職・離職した場合)
- ⑧賃貸借契約書及び領収書の写し(賃借の場合)
- ⑨住宅手当支給証明書(賃借の場合)
- ⑩売買契約書及び領収書の写し(購入の場合)
- ⑪引越費用に係る領収書の写し(引越の場合)
- ⑫振込先の通帳(写し)
- ⑬共家事セミナーの修了証明書

申請場所

保健福祉課または今庄・河野事務所

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

9月の集団健康診査・がん検診

期 日	場 所	要予約				予約不要
		健康診査	予約不要 ストレス チェック		胃がん検診	
9月10日(金)	南条保健福祉センター				7:00~9:00	
9月24日(金)	南条活性化施設ホノケ	8:30~10:30		●	8:30~10:30	8:30~10:30

※集団の「がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん)」及び「健康診査」は、**全ての会場**において**予約が必要**です。

※予約方法については、**受診券(4月中旬送付)に同封の案内**をご覧ください。

お手元がない場合は、下記までお問合せください。

■問合せ 集団健診(検診)予約専用ダイヤル(保健福祉課内) TEL 0778-47-8489 (平日 8:30 ~ 17:15)

令和3年度

無料歯科健診のお知らせ



いつまでも自分の歯でしっかり噛むためには、歯の定期健診は欠かせません。今年度より節目年齢の方を対象に、無料歯科健診を実施します。受診券が届いた方は、この機会にぜひ受診ください。

【対象者】 令和3年度中に41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳になる方
対象者には無料歯科健診受診券(ハガキ)を8月下旬ごろにお送りいたします。

【実施期間】 令和3年9月1日(水)から令和4年1月31日(月)

【持ち物】 無料歯科健診受診券(ハガキ)、健康保険証など

【受診方法】 町内または越前市内の希望する歯科医院・クリニックへ事前にご予約ください。

【負担金】 無料(歯科健診の結果、治療が必要となった場合の治療費は有料です。)

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007